

物質の使用禁止と申告

文書番号: 4 497 016 443
技術責任部署: [qta2fe](#) C/HSE1
旧版: 2020-04-29

変更: ボッシュノルム：セクション **6.1.2** のリンクの修正。
サプライヤー申告書：REACH タブおよび RoHS タブの更新、「変更履歴」タブの導入、中国 ELV の導入、およびバグ修正。

変更情報: [AEN 4497R30358](#) (Bosch グループ社内文書)

Area of validity, binding force, freedom to disclose

有効範囲	Bosch グループ
適用対象	RB, TOGE, RG
適用理由	中央指令 CD 03800 : 「労働安全衛生、防火、環境保護、緊急制御-組織とコンテンツの原則
推奨	BEGE
開示	制限なし

この Bosch-Norm は、すべてのサプライヤーが満たす必要がある。

General information

シリーズ	N 2580 「物質の使用禁止と申告」
担当者	sat2arn C/TED6 (497)
文書言語	ja
オリジナル言語	de

Translation

発行日	原文	訳文	ユニットコード
2020-08-03	de	en	C/TED6 (497)
2020-08-19	en	ja	C/HSE32-JP

疑問が生じた場合は、このBosch Normの元の言語版が適用される。カンマが小数点として使用される。
NormMaster 文書の印刷およびコピーは、最新の保証がないため NormMaster 更新サービスの対象とはならない。

1 適用範囲

Bosch-Norm 2580-1 は使用禁止物質と申告物質(定義は 2 章を参照)を規定した、材料に関する要求(仕様)の一部である。本 Norm はボッシュの顧客要求と法規制への適合に有用である。

法規制は付属書「サプライヤー申告書」に示されている。これらの規制はワールドワイドで適用する。

2 対象材料

本 Bosch-Norm において、材料とはボッシュ製品に含まれる全てのものを指し、ボッシュが製造時に使用している副資材やボッシュが外部の顧客へ出荷する梱包材も対象となる。

材料の例:

- 完成品(購入品を含む)
- コンポーネント
- 半製品
- 材料
- 調剤または混合材料
- 物質
- はんだ材料
- 接着剤
- 潤滑剤
- 冷却用潤滑剤
- 表面脱脂剤
- 防錆剤
- サンドブラスト材料
- 硬化剤
- 成型品
- 梱包材(乾燥剤や防錆剤などの調整剤を含む)

- 宣伝商品、玩具、食品（これらの商品に関する物質制限は、サプライヤー宣言書に含まれない。BOSCH が提供する最新バージョンの広告商品のサプライヤーについては、QAA 補遺を参照のこと。署名プロセスは別途手配される。）

3 法規

本 Bosch-Norm は、サプライヤーの法規順守に対する義務を侵害するものではない。

4 材料変更

法規変更や適用除外猶予期限に伴う供給材料の変更は、ボッシュの担当購買部署と共に早期から調整を行うこと。詳細は、品質保証契約（QAA）で規定されている。

特別な合意がない場合は、施行日の 1 年前に材料変更を完了していること。

5 サプライヤーへの情報

Bosch は、Bosch-Norm を適合させ、新しいバージョンに置き換える権限を与えられている。サプライヤーは、Bosch-Norm の現在有効なバージョンを入手する義務がある。

次のサイトから以下の情報が入手できる。

(www.bosch.com – Information for business partners - Quality: Regulations & Standards - General Quality Regulations - Prohibition and declaration of substances):

- 最新版 Bosch-Norm N 2580-1
- サプライヤー申告書 (カバーシートと材料申告からなるエクセルファイル)
- インフォメーションレター(旧版に対する変更点情報)




6 申告の実施規定

複数の供給材料であっても、同一の物質を同一の含有率で含む場合は、一つの申告にまとめることができる(例: サイズ違いの同一材料をシリーズまたは同一製品群で使用する場合)。ただし、申告は対象となるすべてのボッシュ品番が明記されていること。適用除外項目の (EU-RoHS 6a など) 期限切れ項目 (EU-ELV、EU-RoHS など) を報告すること。

6.1 材料申告における申告形式

6.1.1 申告形式

Bosch N 2580 は、材料申告を作成するためのいくつかの形式を許容している。ただし、いずれの形式においても供給される材料とボッシュ品番を関連付けして示さなければならない。

申告形式 事業 セクター	IMDS 	N2580 サプライ ヤー申告書 	CDX 	その他の形式 (例: IPC 1752 または法 令順守確認レター)	SDS (物質単体または混 合材料に限る)
自動車	✓	✓ (要求部門との合意が 必要)	✓ (使用可能な場 合)	✓ (要求部門との合意が 必要)	✓
その他 電池、梱 包を含む	✓ (IMDS の利用規約 (6)b と (7)c に従う こと)	✓	✓ (使用可能な場 合)	✓ (要求部門との合意が 必要)	✓

宣言の優先形式

Internal | CPSS | 02/28/2017

6.1.2 ボッシュ自動車セクター

材料の申告は IMDS(<http://www.mdsystem.com>)によって作成され、例えば Robert Bosch GmbH の IMDS アカウント (ID 202, その他の場合は送信先が個別に指定される)に送信される。データは IMDS レコメンデーションと Bosch IMDS データ入力ガイドライン

https://assets.bosch.com/media/global/bosch_group/purchasing_and_logistics/information_for_business_partners/downloads/quality_docs/general_regulations/bosch-imds-data-entry-guidelines.pdf の適用が必須である。

IMDS を使用した場合、N 2580 サプライヤー申告書およびカバーシートは不要となる。

発注部門は、生産に使用されている材料の最終状態が供給状態と異なる場合 (例えば、未硬化の接着剤、シーラント、キャストコンパウンド、ゲル)、6.1.3 (c)または(d)に従って追加の材料申告を要求することができる。

中国の OEM に供給される製品については、コンプライアンス確認書を Bosch に提出すること。

その他の材料申告形式 (例: N 2580 サプライヤー申告書, IPC 1752)は、要求元となる部門との交渉によって決められる。

6.1.3 以外のビジネスセクター、またはアプリケーション (例: 梱包、電池)

(a) IMDS Data の使用が可能 (6.1.1 参照)

6.1.1 で定義したように、自動車セクター以外でも [IMDS Terms of Use \(6\) \(b\) and \(7\) \(c\)](#) を満足すれば IMDS による材料申告が可能である。

この場合、プライヤー申告書は要求されない。

(b) CDX の使用 (法規制順守の確認)

Bosch N 2580 サプライヤー申告書とエクセルシートによる材料申告は CDX (<https://public.cdssystem.com>) の使用でも代用可能とする。この場合、ボッシュの要求元は CDX の使用を指示する。

(c) Bosch N 2580 サプライヤー申告書とエクセルシートによる材料申告

エクセルを使ったサプライヤー申告書は、(PDF のようなラスター形式で) 署名をしたカバーシートを作成し提出するよう要求される。必要に応じてエクセルによる材料申告の作成も要求される。これらの報告は e メールで、または例外的に紙面でボッシュへ提出される。

サプライヤー申告書(Bosch-Norm N 2580-1 付属書)の作成に関する手順等は、「記入方法」タブと「よくある質問 (FAQ)」タブ、または本 Bosch-Norm 第 7 章、第 8 章を参照のこと。

(d) 他の材料申告形式

他の材料申告形式 (例: IPC 1752) または法令順守レターは、要求元との合意を得た場合に使用できる。サプライヤーがそれ以外の材料申告形式やレターを用意した場合は、要求対象の法規制に適合していることの確認書を別途提出しなくてはならない。

6.1.4 安全データシート (SDS) の提供

納入される物質と混合材料については、SDS の提出が必須である。

下記の場合は、ボッシュにより 6.1.1 や 6.1.2 に従って追加の材料申告が要求されることがある。

- 対象の物質や混合材料が、納入されるコンポーネントや完成品の一部である場合
- 対象の物質や混合材料が、ボッシュによってコンポーネントや完成品に使用される場合
- 米国 TSCA、または REACH 規則の対象となっている場合

6.2 申告のトリガー

申告は下記の状況に合致した場合、サプライヤーからボッシュの適切な担当者あてに迅速に提出されなければならない。

- 材料サンプル提供時、市場投入時、初品納入時
- 過去の申告が不正確、または不完全な場合
- 材料または物質が変更された場合
- 新規の物質使用禁止または材料申告が義務化され、供給される材料が影響を受ける場合
- 新規の許容閾値が採用され、供給される材料が影響を受ける場合
- 納入される材料の重量が合意された重量許容値を超えていると分かった場合
- 個別に要求があった場合

7 物質の評価

物質の許容閾値が定義されている場合、サプライヤーは材料に含有する該当の物質について申告するものとする。副資材や梱包材については、許容値は納入状態により判断される。

7.1 許容閾値の定義

特に表記がない場合は、0.1wt%と定める。

法規制によって許容閾値の分母は下記のように定義される。

- 供給品
- 材料
- 調剤
- 混合材料
- 均質材料

例:

ねじを例にした均質材料の定義：ねじは、例えば、金属本体といくつかのコーティング（亜鉛コーティング、必要に応じて不動態化層、さらにコーティング、など）を機械的に分離できる場合、個々のコーティングは均質な材料と見なす必要がある（EU-RoHS、EU-ELV、GADSLによる定義も参照）。

表面粗さが1つまたは複数のコーティングの厚さよりも大きい場合、これらを機械的に分離することはできない。この場合、これらのコーティングは1つの均質材料と見なす必要がある。

この条件を満たさない全てのコーティングは、それぞれ個別の均質材料と見なす必要がある。

7.2 使用禁止物質

付録書で「P」(Prohibition)と表記されているものは使用禁止物質である。供給される材料はこの物質について許容閾値を超えて含んではならない。使用禁止、及び/または許容閾値は、特定の用途にのみ適用される場合がある。

含有率が許容閾値以下の材料/物質/コンポーネントに対しては使用禁止の要求をしない。この場合は、サプライヤー宣言書のカバーシートに記載されている規則の順守確認で十分である。ただし許容閾値以下であっても情報を提供することが望ましい。尚、このことは特にIMDSによる完全申告には適用されない。

使用禁止物質であっても、対応する規制において適用除外の場合は、除外項目および含有率を記載する必要がある。

8 申告可能な物質

付録書で「D」(Declaration)と表記されるものは申告物質である。許容閾値を超えて含有している場合は申告しなければならない。ただし許容閾値以下であっても情報を提供することが望ましい。

9 EU-REACH 規制(Regulation (EC) No 1907/2006 about Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

REACH 規則では、使用禁止物質の適合に加えて下記事項が要求される

- 認可対象候補物質リスト(SVHC リスト)に記載される物質の申告義務
- SDS による物質と混合物の申告

- 付属書 14(認可対象物質)収載物質は EU 域内で製造・流通・使用禁止
 - 認可対象物質が EU 域内で使用されているかについて、サプライヤーは少なくとも日没日の 1 年前までにボッシュの適切な担当者に報告しなくてはならない
- 付属書 17(制限物質)の収載物質に関する義務
- EU 域内へ輸入する物質の登録
 - サプライヤーが EU 域外にある場合、EU 域内の唯一の代理人を任命して REACH 規則で定められる輸入者の義務を確実に遂行する
 - サプライヤーは唯一の代理人による輸入前の登録状況をボッシュに報告しなければならない

10 参考文書

本Bosch-Normに加えて、以下の文書を適用する。日付の付いた参照は、参照された版のみが適用される。日付のない参照では、指定された文書の最新版が適用される（すべての改訂を含む）。意図的に引用された過去文書は「タイプ」欄に「H」と表記される。

No.	文書番号	表題	Type
1	N 2580-1 Appendix	N 2580 ボッシュサプライヤー申告書と材料申告	M

Type M = 配付文書; Z = 引用文書; H = 過去文書